

山梨県立大学図書館規程

(趣旨)

第1条 山梨県立大学学則(以下「学則」という。)第7条の規定により設置される山梨県立大学図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し学則第55条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集管理し、利用に供することにより、本学における教育及び研究を支援するとともに、地域社会の知的情報基盤としての役割を果たすことを目的とする。

(位置及び名称)

第3条 図書館は、甲府市飯田及び甲府市池田に置き、それぞれの名称は、山梨県立大学図書館及び山梨県立大学看護図書館とする。

(業務)

第4条 図書館は、第2条の目的を達成するために次の業務を行うものとする。

- 一 図書館資料の収集、整理、保存、提供
- 二 教育研究に関連する学術情報の収集、提供
- 三 図書館資料等の学内外の相互利用
- 四 図書館内の施設、設備等の管理
- 五 その他必要な業務

(図書館に関する委員会)

第5条 図書館の運営に関する事項を調査審議・執行するため、委員会を置く。
2 前項の委員会の組織、分掌等については、山梨県立大学委員会設置及び運営規程の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第6条 図書館を利用することのできる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の教職員
- 二 本学の学生
- 三 本学を卒業した者
- 四 山梨県立女子短期大学、山梨県立看護大学、山梨県立看護大学短期大学部、山梨県立看護短期大学及び山梨県立高等看護学院を卒業した者
- 五 その他図書館長が特に認めた者

(図書館の一般開放)

第7条 図書館は、学外者の調査研究のために開放し、その利用に供するものとする。
2 図書館の開放に関し必要な事項は、別に定める。

(開館時間)

第8条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、夏季休業及び春季休業期間は午前9時から午後5時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 休館日は次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 大学創立記念日
- 四 12月28日から翌年の1月4日までの間の日
- 五 図書館資料の点検及び整理に必要な期間で図書館長が指定した日
- 六 その他図書館長が必要と認めるときは、臨時休館日を設け、又は、休館日を変更することができる。

(寄贈等)

第10条 館長は、図書館資料の寄贈を受け、委託を受け、及び交換することができる。

2 委託を受けた図書館資料の汚損、紛失等に対しては、図書館の責に帰すべき理由がある場合のほか、その責を負わない。

(図書館の事務)

第11条 図書館の事務は、事務局総務課図書担当において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成17年 6月23日から施行する。